

「宝塚市観光・シティープロモーション事業業務委託」に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「宝塚市観光・シティープロモーション事業」業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

宝塚市観光・シティープロモーション事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた観光需要の回復を目的に、タレント等、発信力の強いインフルエンサーを起用し、電子媒体（電子書籍、動画）を核として、宝塚市（以下「市」という。）の観光資源や特産品等のPRによるシティープロモーションを実施することにより、関係人口の拡大とともに、ふるさと納税寄附額の増加につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

2 提案限度額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

4 募集要領に関する質問・回答

(1) 受付期間

公告日から令和4年（2022年）6月17日（金）正午まで

(2) 受付方法

別紙の質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、必ず着信確認を行うこと。

(3) 回答及び公表

すべての質問及び回答については、令和4年(2022年)6月22日(水)に、市ホームページにて回答する。

(4) 提出先

「14 担当部署(問い合わせ先)」へ提出すること。

5 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書(様式1)

(2) 提出締切

令和4年(2022年)6月27日(月)17時(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送によること。

(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに到着するように発送すること。)

(4) 提出先

「14 担当部署(問い合わせ先)」へ提出すること。

6 企画提案書等の作成

(1) 提出書類

① 企画提案書

以下の項目について、仕様書を踏まえ企画提案書を作成すること(企画提案書の様式は任意、サイズは日本工業規格A4(一部A3版資料折込使用可))。

ア 企画概要(任意様式)

ターゲット、コンセプト、構成案等の説明について簡潔に記載すること。

イ デザイン案

構成内容をイメージできるようにデザイン案を提出すること。写真および文章はダミーでも可とする。また、誌面構成が十分イメージできるものであればラフデザインでも可とする。

ウ その他特記事項

② 作業スケジュール(任意様式)

③ 業務の実施体制(任意様式)

④ 見積書(様式2)

⑤ 経費の内訳(任意様式)

⑥ 過去の類似業務実績（様式3）

⑦ 誓約書（様式4）

⑧ 会社概要書（最新のもの）

※市に業者登録を行っていない場合は、併せて次の書類を提出すること。

○法人の場合

⑨ 登記事項証明書

⑩ 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書（その3の3）

※新型コロナウイルス感染症等の影響による特例制度により、納税猶予を受けている場合は、猶予を受けていることがわかる書類（納税証明書その1、納税の猶予許可通知書等）の原本もしくは原本証明したものを提出すること。

⑪ 市内に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近1年間での納税証明書

○個人の場合

⑨ 身分証明書

⑩ 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

⑪ 市内に事業所を有する場合は、市・県民税、固定資産税の直近1年間での納税証明書

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出締切

令和4年（2022年）7月1日（金）17時（必着）

(2) 提出部数

原本1部

写し12部

(3) 提出方法

持参または郵送によること。

（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに到着するように発送すること。）

(4) 提出先

「14 担当部署（問い合わせ先）」へ提出すること。

(5) 企画提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、企画提案書等の内容を変更することはできない。また、企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(6) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

(7) ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、企画提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施する。

(8) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、企画提案書等の内容を市が無償で使用できる。

なお、企画提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

(9) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(10) 提案の辞退

企画提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(11) 資料の取扱い

市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じる。

8 審査方法

(1) プロポーザル審査会

提出された企画提案書等の書類の審査及び必要に応じて企画提案についてのヒアリング、プレゼンテーションを適宜行い、下記9で示す審査基準に基づいて採点する。なお、当該プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

審査会の日程については、企画提案書等受付締切後、各提案者に通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知する。

9 審査基準及び配点

審査における評価項目は以下のとおり。

| 審査項目 | | 審査事項 | 配点 |
|-------|------|---|----|
| 企画内容等 | 実施方針 | 制作物のコンセプトは、事業の目的に合致しているか。 事業内容に対する理解度はあるか。 | 20 |
| | 企画 | 事業目的を達成するのに適した、魅力ある企画内容となっているか。 | 20 |
| 業務遂行 | 実施体制 | 本業務の遂行に必要な人選および人員配置、役割分担となっているか。 | 10 |
| | 実現性 | 本業務の実施工程や実施内容において、理論的で実現性 | 20 |

| | | | |
|----|----|--|-----|
| | | の高い提案がなされているか。 | |
| | 実績 | 類似業務、関連業務の実績があり、本業務の遂行に必要な知見、ノウハウ、専門知識を有しているか。 | 20 |
| 経費 | 価格 | 提案内容の質に応じた受託希望金額であり、事業費の積算に経済性はあるか。 | 10 |
| | 合計 | | 100 |

1.0 受託候補者の特定

受託候補者の特定件数は2件（プロポーザルへの参加者が1者の場合は1件）とし、以下のとおり特定する。

- (1) 審査委員の採点の合計点数が満点の6割以上の者の中から高い順に受託候補者および次順位者（補欠）を特定する。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。

1.1 契約の締結

- (1) 市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、必要であれば仕様書を変更し、契約を締結する。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 受託候補者との協議が整わなかった場合は、次順位者と協議を行うこととする。その場合に協議が整わない場合は契約を締結しない。
- (3) 受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

1.2 公募に関するスケジュール

| | |
|------------|-------------|
| 募集開始（公示） | 6月13日（月） |
| 質疑受付締切 | 6月17日（金）正午 |
| 質問回答 | 6月22日（水） |
| 参加申込書提出締切 | 6月27日（月）17時 |
| 企画提案書等提出締切 | 7月1日（金）17時 |
| 審査会 | 7月中旬（予定） |
| 結果通知 | 7月中旬（予定） |
| 契約締結 | 7月下旬（予定） |

1.3 その他留意事項

- (1) 市は、提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提案者に無断で使用しない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

- (3) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (5) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

1.4 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市 産業文化部宝のまち創造室 観光企画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

【電話】0797-77-2012 【FAX】0797-74-9002

メールアドレス：m-takarazuka0075@city.takarazuka.lg.jp